

## 農地法 3 条申請受理要領

チェック項目	確 認	法・処理基準	合否	備考
1. 申請人の直筆かどうか				
2. 認印、捨印の押印があるか				
3. 住所、連絡先等				
4. 申請内容の確認（所有権移転・賃借権・使用貸借・その他の収益権）				
5. 土地の所在と地目（全事項証明の確認） 契約の内容の確認（契約時期、価格等）				
6. 全部効率利用要件の確認 経営規模・作目、機械の所有状況、労働力、技術等		農地法 3 条 2 項 1 号、農地法処理基準第 3 の 3(2)		
7. 農作業常時従事要件		農地法 3 条 2 項 4 号		
8. 下限面積要件の確認		農地法 3 条 2 項 5 号、農地法施行規則第 20 条		
9. 地域との調和要件の確認 ①面的にまとまった農地を分断する取得でないかどうか ②地域での無農薬栽培等が継続困難とならないかどうか ③地域の営農に支障が生じないか ④賃借料のいちじるしい引き上げをもたらさないか等		農地法第 3 条 2 項 7 号 農地法処理基準第 3 の 8		
10. 不許可の例外であるかどうか確認する その他の不許可の例外 農業生産法人である場合、その要件を確認する（定款、登記事項証明、議事録等も必要）		農地法施行令第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 2 項 農地法処理基準第 3 の 3 の (4)		
農業生産法人以外の法人等による農地の権利取得（賃借権等）の場合、上記以外に下記の確認が必要				
1. 解除条件付契約であるかどうか		農地法第 3 条第 3 項		
2. 地域における適切な役割分担要件（地域の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等、長期的に農業を継続して行う見込みがあるのか、確約書、協定等で確認する）		農地法処理基準第 3 の 9 の (2)		
3. 業務執行役員の常時従事要件		同上		
4. 農業から撤退する際の現状回復義務、費用負担、損害賠償等の取り決めと担保措置の確認、違約金の取り決めの有無の確認		農地法処理基準第 3 の 10		

5. 農地の利用状況報告の提出義務の確認等		農地法施行規則第 23条		
-----------------------	--	-----------------	--	--

農業委員会事務局 Tel 64-3792